

Q56 被後見人の親族へ贈与・貸付をしてよいのか?

A 原則として許されない。

解説

○被後見人の親族への贈与・貸付

後見人は被後見人の財産について、管理権、包括的な代理権を有する(民859)。したがって、後見人が被後見人を代理して被後見人の財産を第三者へ贈与、貸付をした場合、それ自体は有効である(なお、書面によらない贈与契約は、履行を完了するまでは解除できる(民550))。

他方、後見人は善管注意義務を負っており(民869による644の準用)、無意味に被相続人の財産を減少させると、同義務に違反することになる。贈与は対価のない単純な財産減少行為であるから、後見人が被後見人の財産を第三者へ贈与する行為は原則として善管注意義務に違反する。また、貸付は、焦げ付く危険があるので、善管注意義務に違反する可能性が高い。

この意味から、第三者への贈与、貸付は、【原則】として禁止される。他方で、後見が開始したからといって被後見人を取り巻く親族関係や社会的関係に変更を来すものではないから、親族や社会との良好な関係は継続されるべきであり、それまで被後見人が行っていた冠婚葬祭に伴う贈与や社会的儀礼に属する贈与まで否定することは被相続人の(推定的)意思に反するであろうし、ノーマライゼーションの考え方も相容れない。そこで、社会的に相当と判断される贈与等については許容されてよい(後見人の裁量の範囲内)という考え方も成り立つ。

Q56-1 冠婚葬祭の祝儀・不祝儀は許されるか?

a 冠婚葬祭に伴う祝儀・不祝儀は、法律的には贈与に当たる。「冠婚葬祭における金銭提供は、個々の気持ちに依拠するところが大きく、代理になじまない」(金審Ⅱ507[大山七重])と消極的な意見もある

が、そこまで厳格に考えることもない。申すなれば、「姉は結婚祝いをもたらしたのに、祖母に後見が始まったので、妹はもらえない」という事実は、孫姉妹間に不平等感を生じさせるし、被後見人(祖母)としても本意ではあるまい。

冠婚葬祭については、被後見人と当該親族の関係(親疎、世話や負担の有無等)、前例、被後見人の意向や推定的意思等に照らして祝儀等を渡すのが相当と考えられる場合には、被後見人の財産等に照らして社会的に妥当と考えられる金額を提供することは許される(後見人の裁量の範囲内)と考える【私見】(運用の状況と課題110も、被後見人と相手方との関係に照らして妥当な金額であれば許されるとする。後見の実務82も同旨。ハンドブックのQ8も同旨であったが、令和4年版から「被後見人の意思や意向を確認した上で」という留保がついている)。ただし、親族や周囲の人間の意向に振り回されないよう十分留意する必要がある。

【実務】的には、金額によっては事前に裁判所に照会し(\*)、あるいは経験が浅い後見人は消極に対応するのが無難であろう(祝儀を出さないことが善管注意義務違反となることはない)。また、後見監督人がある場合は、贈与は金額のいかんにかかわらず監督人の同意を要するので、監督人と事前の調整が必要である。

(\* 東京家庭裁判所では、贈与については事前に連絡するよう求めている。

Q56-2 お年玉・小遣い等は?

a 祝儀・不祝儀と同様。なお、子や孫への比較的少額の定期的贈与について、後見の実務80は、「本人が判断能力を有する時期から継続的に行っていたことが明らかで、かつ、本人の将来の療養看護に十分な財産が存在するような場合であるなどの事情があれば、従前行われていた金額の範囲内でこれを継続することは認められることがある」とする。

Column

○取消権の呪縛?

任意後見のデメリットとして取消権がないことを挙げるのが一般的であるが、果たして取消権は機能するのだろうか? 実際、悪徳商法に対して事後に取消権を行使して被害の回復(原状回復)ができたという例がどれほどあるだろう(日本弁護士連合会「成年後見法大綱(最終意見)」(1998年)28)。正常な取引は取消しの必要はなく、むしろ「取引の安全」を害するおそれがある(成年後見制度の改正議論において金融機関や証券会社の心配はこの点にあった)。本人の保護は、行為能力制限(成年後見制度による取消し)ではなく、取引法や消費者法における「不公正・過大」を理由にする一般的な取消権を整備する方が妥当な結果を導くように思われる。

Q153 任意後見と法定後見の関係は?

A 任意後見契約が登記されている場合は、原則として、任意後見が優先される。

解説

1 任意後見と法定後見の調整  
任意後見は本人の意思に基づく支援制度であるから、任意後見と法定後見とは任意後見が優先する。任意後見の登記がなされていて両者が競合する可能性がある場合には、裁判所は、法定後見による支援が「特に必要」かにより判断する。具体的には、以下のとおり。

2 任意後見監督人選任申立てがなされた場合  
先行する法定後見がなければ、裁判所は、任意後見監督人の選任要件を

# 成年後見実務マスター

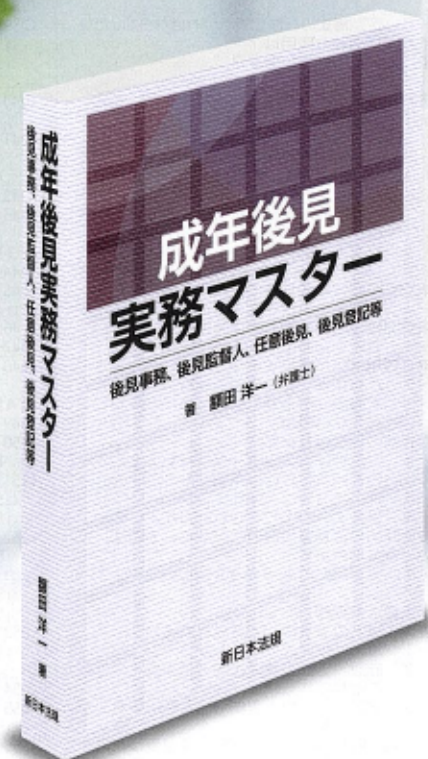
一後見事務、後見監督人、任意後見、後見登記等一

著 額田 洋一 (弁護士)

◆成年後見制度の理論上の問題から現実的な対応まで、課題解決に役立つ実務知識を解説しています。

◆成年後見・任意後見の制度手続にとどまらず、消費者保護、社会保障、税金など後見事務の遂行に関わる多種多様な法律実務を網羅しています。

◆制度の黎明期から実務をリードしてきた著者がその知見と経験をまとめた関係者必携の一冊です。



A5判・総頁466頁  
定価5,720円(本体5,200円) 送料460円  
ISBN978-4-7882-9206-2

0120-089-339 (通話料無料)

受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail [eigyo@sn-hoki.co.jp](mailto:eigyo@sn-hoki.co.jp)



詳細はコチラ!

電子書籍も  
新日本法規WEBサイトで  
発売!!  
〈電子版〉  
定価 5,170円(本体 4,700円)

3 家庭裁判所の許可等

後見監督人がある場合には、不動産の売却には、後見監督人の同意が必要である。

不動産が被後見人の居住用である場合には、(後見監督人の同意に加え)家庭裁判所の許可が必要である(→Q65)。

Advice

○売買契約を締結するときの留意点

売買契約には、一般に、売主が境界を明示する義務、瑕疵担保(契約不適合)責任(民562~565)が規定される。しかし、後見人は境界に関する情報を持ち合わせていないのが通常であり、また契約後に代金減額や契約解除の紛争が起きるのは望ましくないため、できればこれらは免除する契約内容にしておきたい(大澤97)。

Q65 居住用不動産の処分は?

A 家庭裁判所の許可を要する。許可なく処分した場合は、無効である。



# 掲載内容

## 序章

- Q1 成年後見制度とは？
- Q2 法定後見とは？
- Q3 任意後見とは？
- Q4 成年後見制度の対象者は？
  - q4-1 後見が保佐が悩むときは？
- Q5 外国人の利用は可能か？
  - q5-1 外国人は任意後見制度を利用できるか？
  - q5-2 外国に居住する日本人は法定後見を利用できるか？

## 第1章 成年後見の開始

- 第1節 開始の手續
- Q6 成年後見はどのようにして開始するか？
- Q7 申立てはどのようにするか？
  - q7-1 申立ての相談は？
  - q7-2 どこで裁判所へ申立てるか？
  - q7-3 本人が住民登録地とは異なる施設に居住しているときは？
- Q8 申立てができるのは？
  - q8-1 本人の手續行為能力は？
  - q8-2 内縁の妻(夫)に申立権はあるか？
  - q8-3 申立権者の後見人がする申立ては可能か？
- Q9 申立書、必要書類等は？
  - q9-1 申立時の注意事項は？
  - q9-2 診断書(成年後見制度用)は誰に頼んだらよいか？
  - q9-3 定型書式の診断書でなければならないか？
- Q10 申立てに必要な費用は？
- Q11 申立ての取下げは可能か？
  - q11-1 取下げが認められる例は？
- Q12 審判手続はどのように進められるか？
  - q12-1 即日面接(即日事情聴取)とは？
  - q12-2 親族照会の範囲は？
  - q12-3 本人、家族が後見開始に反対したいと取り得る手段は？
- Q13 鑑定とは？
  - q13-1 実際に鑑定が行われるのはどのような場合か？
    - q13-2 鑑定人の確保は？
    - q13-3 「長谷川式スケール」等は考慮されるか？
- Q14 申立ての趣旨と裁判所の判断が異なったら？
  - q14-1 申立ての趣旨を変更しない？
- Q15 後見開始の審判の効力発生時期は？
  - q15-1 確定を知るには？
- Q16 申立費用は誰が負担するか？
  - q16-1 戸籍謄本や診断書の入手費用や申立てのための弁護士費用は、本人から返してもらえないのか？
- Q17 審判前の保全処分とは？
  - q17-1 財産管理者の権限－保存行為等として家庭裁判所の許可が不要なものは？
    - q17-2 保全命令はいつ発効するか？
    - q17-3 保全命令の申立てをした方がよいのは？
- Q18 後見開始の審判等の取消しがなされるのは、どのような場合か？
  - q18-1 後見開始の審判等の取消しの効果は？

## 第2章 後見事務

- 第1節 後見事務の概要
- Q22 後見人の職務は？
- Q23 後見人の財産管理権限は？
- Q24 後見人の代理権の範囲は？
  - q24-1 取締役としての職務を代理行使できるか？
  - q24-2 株主としての議決権の行使は？
  - q24-3 後見人が代金を横領する目的で不動産を処分したら？
- Q25 取消権とは？
  - q25-1 「詐術」に当たる場合は？
- Q26 成年後見人の一般的義務は？
  - q26-1 成年後見人等は、海外旅行に行ってもよいのか？
  - q26-2 成年後見人等に義務違反があるときは？
  - q26-3 被後見人等の自宅を訪ねた際、被後見人や親族から茶菓のもとを受けるとは問題ないか？

- Q27 成年後見人の権限に制約がある場合は？
- Q28 後見人の報酬は？
  - q28-1 付加報酬が認められるのは？
  - q28-2 決定された報酬額に不満があるときは？
  - q28-3 被後見人の財産が少ないときは？
- Q29 後見事務の費用は？
  - q29-1 弁護士である後見人が他の弁護士に訴訟等を委任した場合は？
- Q30 後見人に対する監督は？
  - q30-1 後見人に不正・不当な行為がある場合に親族等がとり得る手段は？
- Q31 成年後見人の権限の証明方法は？
- Q32 復代理人選任の可否は？
  - q32-1 一時的職務執行不能の場合は？
- Q33 成年被後見人宛ての郵便物の管理は？
  - q33-1 回送郵便の対象となる郵便物等とは？
  - q33-2 「信書」とは？
  - q33-3 回送郵便の審判を申し立てる際の留意点とは？
- Q34 利益相反行為については？
  - q34-1 利益相反行為がなされた場合は？
- Q35 特別代理人とは？
  - q35-1 特別代理人等の選任を求めるには？
  - q35-2 遺産分割協議書案が特定されている場合の特別代理人の責任は？
- Q36 中核機関とは？

## 第2節 後見開始時の職務

- Q37 成年後見人の就任時にすべきこと(総論)？
- q37-1 初回報告の留意点とは？
- Q38 本人面接の留意点とは？
- Q39 財産目録の作成は？
  - q39-1 複数後見人の場合の財産目録の作成は？
  - q39-2 「急迫の必要のある行為」とは？
  - q39-3 後見監督人の立会いの実際は？
- Q40 財産調査の方法は？
  - q40-1 調査の際の留意点とは？
- Q41 財産・書類等の引渡しを受けるのはどのようにするか？
  - q41-1 財産管理委任契約がある場合は？
- Q42 金融機関への対応は？
- Q43 後見開始に反発する親族がいるケースでは？

## 第3節 裁判所への報告等

- Q44 裁判所への報告はどのようにして行うか？
  - Q45 定期報告とは？
    - q45-1 収支計算書は必要か？
  - Q46 随時報告とは？
  - Q47 後見監督人への報告は？
  - Q48 家庭裁判所への照会はどのようにしてするか？
- 第4節 財産管理
  - Q49 財産管理の目的は？
  - Q50 財産管理の基本原則は？
    - 1 日常生活に関する財産管理
  - Q51 「日常生活に関する行為」とは？
    - q51-1 支出の扱いは？
    - q51-2 被後見人が自立生活が可能なのは？
  - Q52 年金の受け方は？
    - q52-1 繰上げ受給、繰下げ受給を検討しなければならないか？
    - q52-2 「現況届け」が必要な場合は？
    - q52-3 「初診日」とは？
  - Q53 賃料・配当収入の管理は？
    - q53-1 不動産管理業者に委託する場合の留意点とは？

- Q54 預金通帳、重要書類等の管理は？
- Q55 高価品・嗜好品の購入は？
  - q55-1 外食をした場合の食事代の負担は？
- Q56 被後見人の親族へ贈与・貸付をしようか？
  - q56-1 冠婚葬祭の祝儀・不祝儀は許されるか？
  - q56-2 お年玉・小遣い等は？
  - q56-3 親族からの貸付の依頼には？
- Q57 扶養義務への対応は？
- Q58 第三者への寄付等は？
  - q58-1 医師、病院、施設職員への謝礼は？
  - q58-2 施設等への寄付は？
  - q58-3 宗教団体への寄付は？
- Q59 消費者被害への対応は？
  - q59-1 消費者被害をどのようにして発見するか？
  - q59-2 消費者被害をどのようにして防止するか？
- Q60 成年被後見人が交通事故に遭ったら？
- Q61 成年被後見人が第三者へ危害を加えた場合は？
- 2 不動産
- Q62 不動産の「管理」とは？
  - q62-1 遠方の不動産の管理は、どのようにするか？
  - q62-2 遊休不動産は？
  - q62-3 火災保険はかけるべきか？
- Q63 賃貸不動産の管理は？
  - q63-1 不動産管理業者に委託する場合の留意点とは？
    - q63-2 更新料は請求すべきか(借地)？
    - q63-3 更新料は請求すべきか(借家)？
- Q64 不動産の処分は？

- Q65 居住用不動産の処分は？
  - q65-1 買主が契約の締結を急いでいる場合は？
  - q65-2 有料老人ホーム、特養の入所契約の解除は？
  - q65-3 特別代理人が処分する場合は？
- Q66 居住の確保－被後見人の自宅が借地の場合は？
  - q66-1 借地権(賃借権)の譲渡許可の裁判とは？
  - q66-2 賃料(地代)の増額請求を受けたら？
- Q67 居住の確保－被後見人の自宅が借家の場合は？
  - q67-1 更新料を請求されたら？
  - q67-2 定期借家契約への切り替えを求められたら？

## 3 金融取引

- Q68 金融資産管理の基本原則は？
- Q69 預貯金等の管理は？
- Q70 預金の預け替え等は可能か？
  - q70-1 「ペイオフ」対策は必要か？
  - q70-2 できるだけ定期預金で運用すべきか？
- Q71 借入をすることは可能か？
  - q71-1 「相続対策」の借入は？
- Q72 株式・投資信託等の管理は？
  - q72-1 売却すべき場合は？
- Q73 株主権の行使は可能か？
  - q73-1 同族会社で内紛がある場合は？
- Q74 投資をしようか？
  - q74-1 高利回り商品に乗り換えるべきか？
  - q74-2 投資信託は安心か？
- Q75 保険の管理は？
- Q76 債権の管理は？
- Q77 負債の処理は？
  - q77-1 金融業者から請求を受けたら？
  - Q78 フレジットカードは？
  - Q79 リバースモーゲージとは？
- 4 その他の財産の管理
- Q80 知的財産権の管理は？
- Q81 自動車の管理は？
- Q82 商品券・切手等の管理は？
- 5 相続
- Q83 相続における後見人の役割とは？

- q83-1 相続人である被後見人が被相続人の遺言を保管していたら？
- Q84 相続の基本仕組みは？
  - q84-1 「相続させる遺言」(「特定財産継承遺言」)とは？
    - q84-2 配偶者居住権とは？
  - Q85 遺産分割に臨む方針は？
    - q85-1 被後見人への「世話」との引換えに法定相続分より少ない提案を受けた場合は？
    - q85-2 いわゆる“放棄”を求められたら？
  - Q86 遺留分の侵害がある場合は？
    - q86-1 遺留分侵害額請求か、減殺請求か？
  - Q87 負債が多い場合は？
    - q87-1 「熟慮期間」内に相続人である被後見人に後見人がいなかったときは？
    - q87-2 被後見人等がした承認・放棄の取消しは？
    - q87-3 処分行為が取り消された場合、単純承認の効力はどうか？
  - Q88 成年被後見人が遺言をするには？
    - q88-1 被相続人がした遺言の目的物を後見人が売却したときは？

## 第5節 身上監護

- Q89 身上監護とは？
- Q90 定期面会は必要か？
- Q91 ネットワークの構築は必要か？
- Q92 居所指定権(施設入所の決定)は？
  - q92-1 実際にはどうするか？
- Q93 高齢者向けの住まいにはどのようなものがあるか？
  - q93-1 有料老人ホームの留意点とは？
- Q94 医療・介護における後見人の役割は？
  - q94-1 身体拘束への対応は？
  - q94-2 高額医療費制度とは？
  - q94-3 医療費控除制度とは？
- Q95 成年後見人は医療同意権があるか？
  - q95-1 被後見人が受診を嫌がる場合は？
  - q95-2 手術等の同意書を求められたら？
  - q95-3 予防接種は？
- Q96 高齢者の介護サービスの利用は？
  - q96-1 介護サービス利用の経済的負担を軽減する制度は？
- Q97 知的障害者・精神障害者の福祉サービスの利用は？
  - q97-1 障害者手帳とは？
  - q97-2 自立支援医療とは？
- Q98 精神保健福祉法上の役割は？
- Q99 介護サービスについての苦情は？
- Q100 介護事故が起きたら？
- Q101 虐待への対応は？
  - q101-1 虐待者に被虐待者への面会を禁止してよいか？
  - q101-2 養護者への支援は後見人の職務か？
- Q102 身元保証・身元引受人となることを求められたら？
- Q103 生活保護の利用は？

## 第6節 訴訟・個人情報等

- Q104 被後見人に関する訴訟等については？
  - q104-1 後見人が裁判等を進行した場合の報酬は？
  - q104-2 弁護士へ委任してよいか、その場合の報酬は？
  - q104-3 後見監督人がある場合の審判・調停の申立ては？
- Q105 税務申告・納税は？
  - q105-1 障害者控除とは？
- Q106 被後見人等の個人情報の取扱いは？
  - q106-1 保佐・補助の場合は？
  - q106-2 マイナンバーの取扱いは？
- Q107 戸籍謄本、住民票等の請求は？
  - q107-1 「自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために…確認する必要がある場合」とは？

## 第7節 成年後見の終了

- Q108 成年後見は、どのような場合に終了するか？
- Q109 成年後見の辞任は？
  - q109-1 正当な事由の例は？
  - q109-2 対応が困難な被後見人の場合は？
- Q110 成年後見人の解任は？
  - q110-1 親族等は解任を求めることができるか？
  - q110-2 後見人の判断能力が低下したときは？
- Q111 本人死亡時において成年後見人がなすべきこととは？
- Q112 管理の計算は？
  - q112-1 管理の計算はいつ終了したことになるのか？
  - q112-2 複数後見人の場合の管理の計算は？
  - q112-3 遺言内容から遺産を全く取得しない相続人にも報告義務があるか？
- Q113 残余財産の引渡は？
  - q113-1 相続人不明の場合は？
  - q113-2 相続人が受領に協力しない場合は？
- Q114 後見人の最終の報酬は、どのようにするか？

## 第8節 死後事務

- Q115 死後事務とは？
  - q115-1 「相続人の意思に反することが明らかなき」とに当たらないのは？
  - q115-2 共同相続人間で意向が異なる場合は？
  - q115-3 裁判所の許可は、被後見人の生前に申し立てることができるか？
- Q116 葬儀は？
  - q116-1 葬儀等の費用の支出は？
- Q117 生前の墓地購入、永代供養の依頼等は？
- Q118 死後事務の費用、報酬は？

## 第9節 後見制度支援信託・支援預貯金

- Q119 後見制度支援信託・支援預貯金とは？
  - q119-1 後見制度支援信託・預貯金は元本保証か？
  - q119-2 取扱い金融機関は？
  - q119-3 後見制度支援信託・預貯金を利用する場合の費用等は？
- Q120 信託のための専門職後見人(信託後見人)の役割は？
- Q121 信託後見人の業務の流れは？
  - q121-1 親族後見人への引継時の留意事項は？
- Q122 信託設定の際の留意点とは？
  - q122-1 定期交付金はどのような場合に設定するか？
  - q122-2 毎月の必要費が変わったときは？

## 第3章 後見監督人

- Q123 後見監督人の職務・役割は？
- Q124 後見監督人の義務は？
- Q125 後見監督人の選任は？
  - q125-1 後見監督人が選任される場合は？
  - q125-2 後見監督人の職務はいつから開始するか？
- Q126 監督人就任を打診されたら？
- Q127 監督人就任時に行うべき事項は？
  - q127-1 立会いの実際は？
- Q128 後見監督業務の内容は？
  - q128-1 裁量範囲が否かの判断要素は？
  - q128-2 監督の対象は適法性に限るか、後見等の事務の質の向上を含むか？
  - q128-3 後見人が専門職の場合は？
- Q129 重要行為等への同意は？
  - q129-1 重要行為に対する同意の判断基準は？
  - q129-2 後見監督人の同意は必ず事前に得る必要があるか？
- Q130 監督人の報酬、後見監督の費用は？
- Q131 監督業務における留意点とは？
  - q131-1 後見人と意見の相違を来たしたら？
  - q131-2 後見人の使い込み等を発見したときは？
  - q132-1 「急迫な事情」における必要処分とは？
  - q132-2 「急迫な事情」がなかったときは？
- Q133 後見監督人の辞任・解任は？
  - q133-1 後見人は後見監督人の解任を請求できるか？

## Q134 後見監督終了時の職務等は？

### 第4章 保佐・補助

- Q135 保佐・補助の申立ては？
  - q135-1 保佐・補助開始の申立てをする場合の留意点とは？
  - q135-2 保佐申立てを、「必要性」なしを理由に却下できるか？
  - q135-3 保佐・補助についても保全命令の制度があるか？
- Q136 保佐人・補助人の基本的義務は？
- Q137 保佐人・補助人の財産管理権はどのようなものか？
  - q137-1 保佐人・補助人に財産目録の作成義務はあるか？
  - Q138 保佐人・補助人の身上監護職務は？
  - Q139 保佐の要同意事項は？
    - q139-1 「重要」の基準は？
    - q139-2 施設入所契約も要同意事項に当たるか？
    - Q140 保佐の要同意事項の追加は？
    - Q141 補助の要同意事項は？
      - q141-1 「10万円以上の物品購入」という要同意事項の相手方は可能か？
    - Q142 保佐人・補助人の代理権は？
      - q142-1 取締役会における議決権行使についての代理権付与は可能か？
      - q142-2 株主としての議決権の行使について代理権付与は可能か？
      - q142-3 取引の相手方は成年後見人等の代理権をどのようにして確認するか？
    - Q143 同意権・取消権行使における留意点とは？
      - q143-1 包括的同意は認められるか？
      - q143-2 親族との贈与、貸付等は？
      - Q144 同意に代わる裁判所の許可とは？
        - q144-1 許可を得るには？
      - Q145 代理権行使の留意点とは？
        - q145-1 居住用不動産の処分とは？
        - q145-2 代理権付与があるときは、必ず代理権を行使しなければならないか？
    - Q146 保佐人・補助人に裁判所への報告義務が発生するのは？
    - Q147 保佐人・補助人の報酬、費用負担の定めは？
    - Q148 保佐人・補助人に対する監督は？
    - Q149 利益相反行為は？
    - Q150 保佐・補助は、どのような場合に終了するか？
    - Q151 保佐監督人・補助監督人の制度は？

### 第5章 任意後見

- 第1節 任意後見の検討
  - Q152 任意後見のメリットと限界は？
    - q152-1 任意後見契約の相談を受けた場合の留意点とは？
    - q152-2 民事信託と任意後見の選択は？
    - q152-3 「親亡後」のための任意後見の利用は？
  - Q153 任意後見と法定後見の関係は？
    - q153-1 「特に必要がある場合」とは？
- 第2節 任意後見契約の締結
  - Q154 任意後見契約の締結方法は？
    - q154-1 任意後見の相談を受けた場合の手順は？
    - q154-2 任意後見契約締結の費用は？
    - q154-3 任意後見契約の証人等は必要か？
  - Q155 任意後見人となる者は？
    - q155-1 任意後見人の人選のポイントとは？
    - q155-2 未成年者を任意後見受任者とすることは可能か？
    - q155-3 任意後見監督人を選任した後に、任意後見人に不適格事由を生じたときは？
  - Q156 任意後見契約で定めるべき事項は？
    - q156-1 医的侵襲に対する同意は委任できるか？
    - q156-2 死後事務を任意後見契約として委任できるか？
    - q156-3 訴訟の委任については、事件等を特定しなくてはよいか？
  - Q157 任意後見人の権限濫用防止策は？
  - Q158 任意後見契約の変更は？
    - q158-1 任意後見契約で、任意後見人と任意後見監督人の合意で報酬額を変更できると定めているときは？
  - Q159 任意後見契約の解除は？
    - q159-1 任意後見契約で、任意後見監督人選任前の解除も「正当な事由」がある場合に限定することは可能か？
    - q159-2 任意後見契約の解除の「正当な事由」に当たるとは？
    - q159-3 本人に契約を解除するだけの判断能力がないときは？

### 第3節 任意後見監督人の選任(任意後見の開始)

- Q160 任意後見監督人の選任申立ては？
    - q160-1 申立てに必要な書類、費用は？
    - q160-2 任意後見監督人が選任されるまでの任意後見受任者の職務は？
  - Q161 任意後見人選任審判の審理手続は？
    - q161-1 監督人選任申立ての取下げは？
- 第1節 任意後見業務
  - Q163 任意後見人の意思尊重義務・身上監護義務は？
  - Q164 任意後見業務の内容は？
    - q164-1 任意後見人が働いてくれないときは？
  - Q165 任意後見人の報酬、後見事務の費用は？
    - q165-1 タクシー利用を認める合意は可能か？
    - Q166 利益相反行為は？
      - q166-1 複数後見人の場合は？
      - Q167 任意後見業務の監督は？
  - 第5節 任意後見契約の終了
  - Q168 任意後見の終了原因は？
    - q168-1 任意後見人が「辞任」したいときは？
  - Q169 任意後見人の解任は？
    - q169-1 任意後見人の職務執行停止中に、後見事務の必要を生じたら？
    - q169-2 本人への支援の継続が必要な場合は？
    - Q170 任意後見終了時の任意後見人の職務は？
      - q170-1 終了の登記をした後に任意後見人が任意後見人として代理行為をした場合は？
  - 第6節 任意後見監督人
  - Q171 任意後見監督人の職務は？
  - Q172 任意後見監督人就任時の留意事項は？
    - q172-1 任意後見人との面談時の留意点とは？
  - Q173 任意後見監督人の職務等とは？
    - q173-1 任意後見契約に任意後見監督人の同意を要すると定めることができるか？
    - q173-2 任意後見人の不正行為が発見されたときは？
    - q174-1 「急迫な事情」がなかったときは？
    - Q175 任意後見監督人の辞任、解任は？
    - Q176 任意後見監督人の職務終了時の措置等は？
- 第6章 後見登記
  - Q177 後見登記制度の概要は？
  - Q178 登記事項は？
    - q178-1 専門職である成年後見人等の住所は？
  - Q179 成年後見人等が登記申請をする必要がある場合は？
    - q179-1 成年後見人等は、被後見人等や後見監督人等の氏名、住所変更についても登記申請義務を負うか？
  - Q180 任意後見人が登記申請をする必要がある場合は？
  - Q181 登記事項証明書の取得は？
    - q181-1 後見登記法10条4項の「その他の継承人」とは、どのような場合を想定しているか？
    - q181-2 弁護士は、職務上請求や弁護士会照会制度で登記事項証明書を手取できるか？
  - Q182 登記申請手続は？
- 第7章 取引の相手方の留意事項
  - 第1節 法定後見(成年後見・保佐・補助)
  - Q183 成年後見人等であることの確認は？
  - Q184 不動産取引における留意事項は？
    - q184-1 就任早々の後見人から、被後見人所有不動産の売却の打診があった。留意すべき点は？
  - Q185 銀行取引における留意事項は？
    - q185-1 キャッシュカードの取扱いは？
    - q185-2 貸金庫の開庫は？
    - q185-3 後見人から高額な預金の払戻請求があった場合は？
  - Q186 介護・福祉サービスの提供における留意事項は？
  - Q187 複数後見人の場合の留意事項は？
  - Q188 被後見人への通知は誰に発送するか？
- 第2節 任意後見
  - Q189 任意後見監督人選任前の取引における留意事項は？
  - Q190 任意後見人選任後の留意事項は？
  - Q191 第三者の同意の要否の確認は？

### 資料

- 成年後見関係民法条文(準用関係)
- 審判手続一覧
- 登記の申請を要する場合と手数料

### 索引

○判例年次索引

各章の設問を一部省略しております。また、内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。